

○かすみがうら市地域特産品等販路開拓促進事業補助金交付要綱

平成31年4月1日

告示第27号

(趣旨)

第1条 市長は、かすみがうら市産の農林水産物及びそれらの加工品の県外又は海外への販路開拓を図る者に対して、事業に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、本市の農林水産業の活性化、6次産業化の推進及び地域経済を牽引する中核事業者の育成を図るものとし、その補助金の交付については、かすみがうら市補助金等交付規則（平成17年かすみがうら市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 海外販路開拓事業 海外向けに新たな販路開拓を目的として実施する事業
- (2) 国内販路開拓事業 国内（茨城県外に限る。）向けに新たな販路開拓を目的として実施する事業

(補助対象者)

第3条 この告示による補助金の交付対象となる者は、次の第1号及び第2号のいずれにも該当する者であつて、かつ、第3号から第7号までに掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に住所又は事業の拠点を有し、事業に意欲的に取り組む者
- (2) 市税の滞納がない者

- (3) 中小企業者
- (4) 農業法人
- (5) 農林水産業者の組織する団体
- (6) 農林水産業者であつて、本市の住民基本台帳に記録されている者
- (7) その他市長が必要と認める者又は団体

(補助対象経費)

第4条 この告示による補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表に定めるところによる。

(補助金の額等)

第5条 この告示による補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額(算出した額に千円未満の端数が生じたときは、その端数の全部を切り捨てるものとする。以下この項において同じ。)とする。ただし、国、県その他の団体から補助対象経費に対し補助金等の交付を受ける場合にあっては、補助対象経費の合計額から当該団体からの補助金等の額を減じた額に2分の1を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、この告示による補助金の額は、海外販路開拓事業にあっては40万円を、国内販路開拓事業にあっては20万円をそれぞれ限度とする。

3 この告示による補助金の交付を受けることができる回数は、補助対象者1人につき、1年度当たり1回とする。

(交付申請)

第6条 この告示による補助金の交付を受けようとする者は、地域特産品等販路開拓促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 地域特産品等販路開拓促進事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 地域特産品等販路開拓促進事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 会員名簿その他これに類するもの（団体の場合に限る。）

（交付決定の通知）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて調査を行い、補助金を交付することの適否を決定し、地域特産品等販路開拓促進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

（変更等の申請）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、やむを得ない理由により事業を変更し、又は中止しようとするときは、地域特産品等販路開拓促進事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。ただし、事業を変更する場合において、市長が軽微なものと認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の変更又は中止を承認したときは、地域特産品等販路開拓促進事業補助金変更・中止承認（不承認）通知書（様式第6号）により、補助事業者に通ずるものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助対象事業が終了したとき（補助事業の中止の承認を受けたときを含む。）は、地域特産品等販路開拓促進事業補助金実績報告書（様式第7号）を、市長に提出しなければならない。補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときも同様とする。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、

及び必要に応じて調査を行い、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容と適合すると認めるときは、交付額を確定し、地域特産品等販路開拓促進事業補助金確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定による通知を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、地域特産品等販路開拓促進事業補助金交付請求書（様式第9号）により、市長に請求するものとする。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別表

対象事業	補助対象経費
海外販路開拓事業及び国内販路開拓事業 共通	見本市等への出展料（ブース代）、会場設営費（机、椅子等のレンタル料、ブースの装飾代、ブースに係る電気引込み代等）、運搬費（商品又は資材の運搬費）、交通費（鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、有料道路使用料等）、広告・宣伝費、その他市長が必要と認める経費
海外販路開拓事業のみ	通訳料・翻訳料、現地人件費（販売促進員等）、梱包費（輸出入の梱包）、通関費用、輸送経費、委託料（輸出に関する手続代行）



様式第2号（第6条関係）

地域特産品等販路開拓促進事業実施計画書

販売促進を目指す農 林水産物等の概要	・地域特産品等の名称 ・作付面積等： ・生産量等：
事業の概要 （出展内容など具体的 に記入してください。）	
事業実施時期	
事業スケジュール	
見込まれる効果等	

※販売促進を目指す地域特産品等の概要が分かる資料（パンフレット等）がある場合には添付すること。

様式第3号（第6条関係）

地域特産品等販路開拓促進事業収支予算書

1 収入

（単位：円）

区分	予算額	算出根拠	備考
市補助金			
自己負担額			
その他			
合計			

2 支出

（単位：円）

経費区分	予算額	補助金充当額	算出根拠	備考
合計				

※見積書等算出根拠となる書類の写しを添付すること。

様式第4号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

かすみがうら市長



地域特産品等販路開拓促進事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました、地域特産品等販路開拓促進事業補助金については、下記のとおり決定したので、かすみがうら市地域特産品等販路開拓促進事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 補助事業名

かすみがうら市地域特産品等販路開拓促進事業

2 補助金交付決定額

金 円（総事業費 円）

3 不交付決定理由

年 月 日

（あて先）かすみがうら市長

申請者 住所（所在地）

団体等名称

代表者職氏名

㊟

地域特産品等販路開拓促進事業補助金変更（中止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった地域特産品等販路開拓促進事業補助金について、下記のとおり変更・中止したいので、かすみがうら市地域特産品等販路開拓促進事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の名称

かすみがうら市地域特産品等販路開拓促進事業

2 補助金の申請額

変更前 金 円

変更後 金 円

3 変更の内容

4 変更の理由

5 添付書類

- (1) 事業内容変更計画書（様式第2号を用い、変更箇所のみを記載すること。）
- (2) 変更収支予算書（様式第3号を用い、変更箇所のみを記載すること。）

様式第6号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

かすみがうら市長



地域特産品等販路開拓促進事業補助金変更・中止承認（不承認）通知書

年 月 日付けで変更（中止）の承認申請がありました、かすみがうら市地域特産品等販路開拓促進事業補助金について、かすみがうら市地域特産品等販路開拓促進事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 補助事業名 かすみがうら市地域特産品等販路開拓促進事業
- 2 変更承認交付決定額 金 円
- 3 変更の内容 変更前 金 円  
変更後 金 円
- 4 変更・中止不承認の理由

年 月 日

（あて先）かすみがうら市長

申請者 住所（所在地）

団体等名称

代表者職氏名

⑩

地域特産品等販路開拓促進事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった、かすみがうら市地域特産品等販路開拓促進事業補助金について、下記のとおり事業を実施したので、かすみがうら市地域特産品等販路開拓促進事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助事業の名称 かすみがうら市地域特産品等販路開拓促進事業
- 2 事業の完了年月日
- 3 主な事業内容
- 4 補助金の交付決定額 金 円  
精算額 金 円
- 5 添付書類
  - (1) 収支決算書
  - (2) 実施事業成果報告書
  - (3) 支出を証明する書類の写し

## 収支決算書

### 1 収入

(単位:円)

区分	予算額	決算額	比較増減	備考
合計				

### 2 支出

(単位:円)

区分	予算額	決算額	補助金充当額	備考
合計				

実施事業成果報告書

販売促進を目指した農林水産物等の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域特産品等の名称：</li><li>・作付面積等：</li><li>・生産量等：</li></ul>
事業の概要	
事業実施時期	
事業スケジュール	
事業実施の感想等  (出来るだけ詳しく記入してください。)	
実績・成果  (商談内容など具体的に記入してください。)	

※事業実施状況写真を添付すること。

様式第8号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

かすみがうら市長



地域特産品等販路開拓促進事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった、かすみがうら市地域特産品等販路開拓促進事業補助金については、実績報告書に基づき交付額を下記のとおり確定したのでかすみがうら市地域特産品等販路開拓促進事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

- 1 補助事業の名称  
かすみがうら市地域特産品等販路開拓促進事業
- 2 補助金の交付決定額（交付決定変更額・変更承認交付決定額）  
金 円
- 3 交付確定額  
金 円

年 月 日

（あて先）かすみがうら市長

申請者 住所（所在地）

団体等名称

代表者職氏名 ⑩

地域特産品等販路開拓促進事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金確定通知のあった、かすみがうら市地域特産品等販路開拓促進事業補助金を下記のとおり交付されたく、かすみがうら市地域特産品等販路開拓促進事業補助金交付要綱第11条の規定により請求します。

記

- 1 補助事業の名称 かすみがうら市地域特産品等販路開拓促進事業
- 2 補助金交付確定額 金 円
- 3 振込口座

金融機関等名	銀行・金庫・組合
支店等名	本店・支店・本所・支所
口座種類	1 普通 ・ 2 当座
預金口座番号	
フリガナ 口座名義人	